

令和8年度
簡易水道事業

(簡水0005)西仙北地域
浄水場長寿命化機器更新工事

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. 本仕様書は『(簡水0005)西仙北地域浄水場 長寿命化機器更新工事』に適用する。
2. 本工事は、「土木工事共通仕様書〔秋田県建設部〕」、「水道工事標準仕様書〔日本水道協会〕」、「公共建築工事標準仕様書(機械・電気設備工事編:公共建築協会)」、「公共建築工事監理指針(機械・電気設備工事編:公共建築協会)」によるほか、本特記仕様書により実施するものとする。

上記の仕様書及び本仕様書に定めのない事項については、「水道施設設計指針 2024(日本水道協会)」、「水道維持管理指針(日本水道協会)」で定めるものを参照し、監督職員と打ち合わせの上決定するものとする。

第2条 工事の目的

1. 本工事は、西仙北地域浄水場の機器交換及び新規設置により浄水場の長寿命化を図り、安全で安心な水を安定供給することを目的とするものである。

第3条 工事の場所

1. 本工事の場所は、「川西浄水場」、「心像・小杉山浄水場」及び「大沢郷浄水場」である。

第4条 法令等の遵守

1. 受注者は、工事に当たり関係する法令、条例、規則等(以下「関係法令」という。)を遵守するものとする。
2. 受注者は、資格等(資格、検定、認定等)を必要とする工事は、当該資格等を有する者に行わせるものとする。

第5条 基本事項

1. この工事は、契約書、特記仕様書に基づいて行うものとする。
2. 契約書、特記仕様書に明示されていない事項であっても、工事の性格上当然必要なものは受注者によって実施するものとする。
3. 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合は、別途協議し、決定するものとする。

第6条 安全管理

1. 受注者は、工事の実施に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めるものとする。
2. 受注者は、高所、地下、道路上その他特に危険が予想される箇所では事故防止に努めるものとする。
3. 受注者は、火気を使用する場合十分な防火措置を講ずるものとする。

第7条 衛生管理

1. 受注者は、水道施設内またはその付近での作業に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意するものとする。

第8条 作業時間

1. 作業時間は、原則として発注者側の勤務時間に倣うものとする。ただし、土日・祝日及び平日時間外に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員の承認を得るものとする。
2. 本工事は、大仙市週休 2 日制工事の対象外とする。(週休2日の補正なし)

第9条 工程等の打ち合わせ

1. 受注者は、稼働中の施設内での作業であるので、工程等については、事前に監督職員と打ち合わせを行い、水道施設の運転業務に支障のないようにしなければならない。

第10条 事故及び機器の不具合

1. 作業時または終了後、受注者の責任に帰する事故及び機器等の不具合については、受注者の責任と負担により速やかに処置し、監督職員の確認を得るものとする。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度監督職員と受注者が協議の上決定するものとする。

第2章 工 事

第1条 工事の概要

1. 工事の概要は、次のとおりである。

(1) 機器設置・機器更新

① 川西浄水場

ア 残留塩素計設置

② 心像・小杉山浄水場

ア 残留塩素計設置

③ 大沢郷浄水場

ア No.2 送水ポンプ交換

(2) 現地調査

穿孔等作業の発生が見込まれる浄水場では石綿使用有無の事前調査(川西浄水場、心像・小杉山浄水場を想定。)を実施すること。調査の結果、石綿含有不明な部材についての作業は含有みなし作業とする。

第2条 工事の内容、数量等

1. 工事の内容及び数量等は次のとおりである。

(1) 川西浄水場残留塩素計設置

① 残留塩素計 RM-52-C3-110S ポーログラフ法 0～2mg/L

ポールスタンド・フィルター付

数量:1台

② ケミカルセッター MU-12/M12

数量:4本

③ サーキットプロテクタ D3-BSB-04

数量:1台

④ 信号用避雷器 D3-SS4S アナログ4畳

数量:1台

⑤ アイソレータ D3-TLB

数量:1台

⑥ デジタルパラメータ TLB1

数量:1台

(2) 心像・小杉山浄水場残留塩素計設置

① 残留塩素計 RM-52-C3-110S ポーログラフ法 0～2mg/L

ポールスタンド・フィルター付

数量:1台

② 2F 直管 65A×10K L=775 15A ソケット付ナイロンコーティング

数量:1本

- ③ 全面パッキン 65A×10K EPDM
数量:2 枚
- ④ ケミカルセッター MU-12/M12
数量:4本
- ⑤ サーキットプロテクタ D3-BSB-04
数量:1台
- ⑥ 信号用避雷器 D3-SS4S アナログ4畳
数量:1台
- ⑤ アイソレータ D3-TLB
数量:1台
- ⑥ デジタルパラメータ TLB1
数量:1台

(3) 大沢郷浄水場 No.2 送水ポンプ更新

- ① 多段渦巻ポンプ 型式:GMN80X6-E515、仕様:0.3 m³/min×12.8m×15kW
数量:1台
- ② フレキシブル継手 80A×10K フランジ SUS
数量:1基
- ③ フランジ接合材 B・N M16 SUS304
数量:1式
- ④ 圧力スイッチ
数量:1個
- ③ 圧力計
数量:1個

第3条 発生品の処分等

1. 工事の過程において発生した廃棄物等は受注者の責任により処分しなければならない。なお、産業廃棄物として処理する場合は、産業廃棄物報告書(マニフェスト)を提出するものとする。